

議案第1号資料

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな教育委員会制度が開始されることに伴い、関連する下記の条例に所要の改正を行う。

記

第1条： 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

- 教育委員会委員長を廃止し、教育長職務代理者を新たに設置

第2条： 上尾市特別職報酬等審議会条例

- 新教育長の身分が特別職となることに伴い、給料の額に関する条例を議会に提出する場合は、あらかじめ特別職報酬等審議会に諮ることとする。

第3条： 教育委員会教育長の給与等に関する条例

- 新教育長の身分の変更に伴う根拠法令の変更及び文言の整理

第4条： 上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例

- 新教育長は教育委員の身分を持たないため、定数を1人減とした

第5条： 上尾市職員定数条例

- 根拠条文の変更
- 新教育長の身分が特別職となり、定数外職員となるため削除
- 教育長削除による号の繰り上げ

附則第4項： 上尾市職員公務災害見舞金条例

- 上尾市職員定数条例の第1条第2項各号の繰り上げに伴う整理

※改正される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の附則により、現在の教育長については、任期中に限り従前の例によるため、3月市議会に提出する条例は適用されない。

◆上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）新旧対照表

現行		改正後（案）																	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>委員長</u></td> <td>月額 75,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額 64,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	1 教育委員会		<u>委員長</u>	月額 75,000円	委員	月額 64,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>教育長職務代理者</u></td> <td>月額 75,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額 64,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	1 教育委員会		<u>教育長職務代理者</u>	月額 75,000円	委員	月額 64,000円
区分	報酬額																		
1 教育委員会																			
<u>委員長</u>	月額 75,000円																		
委員	月額 64,000円																		
区分	報酬額																		
1 教育委員会																			
<u>教育長職務代理者</u>	月額 75,000円																		
委員	月額 64,000円																		

◆上尾市特別職報酬等審議会条例（昭和39年上尾市条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長<u>及び副市長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、<u>副市長及び教育委員会教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

◆教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、<u>旅費及び勤務時間等</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（<u>地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）</u>）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項</u>の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与<u>及び旅費に関する事項</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法<u>第4条第3項第2号</u>又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方公務員法第16条各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに

(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに

該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかった場合

(勤務時間等)

第7条 教育長の勤務時間等は、教育委員会規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかった場合

【削除】

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

◆上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例（平成21年上尾市条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例 平成21年3月25日 条例第9号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会の委員の定数を<u>6人</u>とする。</p>	<p>○上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例 平成21年3月25日 条例第9号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会の委員の定数を<u>5人</u>とする。</p>

◆上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数又は定員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>(1) 教育長</p> <p>(2) 臨時又は非常勤の職員</p> <p>(3) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員</p> <p>(4) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる機関に派遣している職員</p> <p>(6) 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例（平成13年上尾市条例第42号）第2条第1項の規定により、同項各号</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数又は定員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(1) 臨時又は非常勤の職員</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員</p> <p>(3) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</p> <p>(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる機関に派遣している職員</p> <p>(5) 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例（平成13年上尾市条例第42号）第2条第1項の規定により、同項各号</p>

に掲げる団体に派遣している職員

(定数)

第2条 前条第1項の職員の定数(第9号に掲げる職員にあっては、定員。以下同じ。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方自治法第138条第6項に規定する議会の事務局の職員 13人

【 ～ 略 ～ 】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育委員会の事務局の職員及び同法第31条第3項に規定する学校その他の教育機関の職員 167人

(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 267人

2 前項各号に定める職員の定数のほか、前条第2項第3号から第6号までに掲げる職員の定数は、それぞれ任命権者(地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。次条において同じ。)が必要と認める範囲内において定めることができる。

3 前条第2項第3号に掲げる職員が退職する前の職務に復帰する場合又は同項第4号から第6号までに掲げる職員が派遣される前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して6月に限り引き続き定数外の職員とすることができる。

に掲げる団体に派遣している職員

(定数)

第2条 前条第1項の職員の定数(第9号に掲げる職員にあっては、定員。以下同じ。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方自治法第138条第6項に規定する議会の事務局の職員 13人

【 ～ 略 ～ 】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に規定する教育委員会の事務局の職員及び同法第31条第3項に規定する学校その他の教育機関の職員 167人

(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 267人

2 前項各号に定める職員の定数のほか、前条第2項第2号から第5号までに掲げる職員の定数は、それぞれ任命権者(地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。次条において同じ。)が必要と認める範囲内において定めることができる。

3 前条第2項第2号に掲げる職員が退職する前の職務に復帰する場合又は同項第3号から第5号までに掲げる職員が派遣される前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して6月に限り引き続き定数外の職員とすることができる。

◆上尾市職員公務災害見舞金条例（昭和48年上尾市条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">【 ～ 略 ～ 】</p> <p>(6) 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）<u>第1条第2項第6号</u>に掲げる職員</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">【 ～ 略 ～ 】</p> <p>(6) 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）<u>第1条第2項第5号</u>に掲げる職員</p>